

## ○ 税理士による所得税(復興特別所得税)及び個人消費税の無料申告相談のご案内

期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月2日(月)～ 2月3日(火)	香取市役所本庁 5階大会議室	香取市佐原口2127	9:30～12:00 13:00～15:30
2月4日(水)	小見川市民センターいぶき館 3階304研修室	香取市羽根川38	
2月5日(木)	多古町役場 3階大会議室	多古町多古584	
2月6日(金)	神崎町役場 2階第2会議室	神崎町神崎本宿163	
2月9日(月)	東庄町役場 1階会議室2	東庄町笠川い4713-131	

## «対象となる方»

- 1 事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方
- 2 給与所得または年金所得、若しくはその両方がある方

## «対象となるない方»

- 1 土地、建物及び株式などの譲渡所得または先物取引に係る雑所得がある方
- 2 住宅借入金等特別控除の適用初年度の確定申告をされる方
- 3 事業所得または不動産所得のある方(«対象となる方»1の方を除く)
- 4 贈与税・相続税に関する相談のある方

## «入場整理券を当日配付します!»

- 1 令和7年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、「**入場整理券**」を当日配付します。
- 2 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## «留意事項»

- 1 ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など、申告相談に必要な書類、筆記具、計算器具及びマイナンバーに係る本人確認書類の写し等をご持参ください。
- 2 「医療費控除」を受けられる方は、あらかじめ「医療費控除の明細書」を作成の上、ご来場ください。
- 3 個人消費税の申告相談を希望される方は、消費税率ごとに区分した帳簿等をご持参ください。
- 4 正午から午後1時までの間は、昼休みの時間とさせていただいており、申告書の作成指導を行っておりませんのでご了承ください。
- 5 申告書等の提出のみの場合は、佐原税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。  
なお、申告書等を郵送で提出される場合は、東京国税局業務センター千葉西分室となりますのでご注意ください。  
【宛先】〒262-8507 千葉県千葉市花見川区武石町1丁目520番地 東京国税局業務センター千葉西分室(佐原税務署)